

★ 広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）（農業技術課）

一 改正の要旨

専修学校設置基準の一部が改正され、専修学校の修了要件が授業時間数から単位数に改められたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年十月十五日から施行し、令和八年四月一日から適用する。